

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（151）」
2. 日時：平成29年5月22日 10時00分～12時05分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、忠内管理官補佐、津金管理官補佐、
大塚安全審査官、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（安全技術管理官（システム安全担当）付）

加藤技術研究調査官、笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他10名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「12条 安全施設」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 不適切なケーブル敷設に関する現場調査、本件の原因分析、今後の対応等について、それらの根拠を含めて詳細に整理して説明した資料を提出すること。
 - 分離されたトレイ間にある跨ぎケーブル箇所以外で跨ぎケーブル箇所が認知された場合の対応について、整理して説明した資料を提出すること。
 - ケーブルの接続点における発火リスクのうち、通常電流における発火リスクについて整理して説明した資料を提出すること。
 - 跨ぎケーブルの対策としてリルートを選択する場合、ケーブル長が足りない箇所に中継箱を設けてケーブル継ぎ足しを行うか否かの判断基準を整理して説明した資料を提出すること。
 - 中央制御室制御盤下の異区分バリア貫通部の修復対策について、整理して説明した資料を提出すること。
 - 跨ぎケーブルの用途特定として調査対象ケーブルに通常と異なる電氣的信号を入力し特定する方法を検討しているが、当該方法がその系統に与える影響を考慮し、跨ぎケーブルの用途特定方法として適切か整理して説明した資料を提出すること。

(2) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 安全区分の異なるケーブルトレイが立体交差している箇所の状況について、整理して説明した資料を提出すること。
- ケーブル取替に伴う安全上の課題について、実際のケーブルトレイの設置状況を踏まえて再度整理した上で、非難燃ケーブルへの対応方針を具体的に説明した資料を提出すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（火災による損傷の防止について）
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（非難燃ケーブルの対応について）
- ・ 東海第二発電所 非難燃ケーブルの対応について 添付資料
- ・ 東海第二発電所 非難燃ケーブルの対応について＜複合体の設計とその妥当性確認について＞
- ・ 東海第二発電所におけるケーブルの系統分離について